

(目的)

第1条 この規程は、学部の授業の履修並びに学則に規定する進級要件及び卒業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(時間割)

第2条 授業科目の時間割は、春学期の始めに発表する。ただし、担当者、開講時間、教室を変更する場合がある。

2 授業科目は、授業の内容等により受講人数あるいは受講資格を制限することがある。また、授業科目は、履修登録を必要としないことがある。

(履修登録)

第3条 授業科目を履修しようとする者は、所定の履修登録申請を指定した期日までに行わなければならない。なお、履修科目の配当単位数の合計は、別に定める上限を超えることは出来ない。

2 履修科目を変えようとする者は、指定した期日までに履修登録を変更しなければならない。また、科目を再履修するときは、改めて履修登録をしなければならない。

3 [前条第2項後段](#)の場合を除き、[前項](#)の履修登録をしていない授業科目は受講できない。

4 [本条第1項](#)により履修登録した科目については、学期の途中で履修中止を認めることがある。ただし、その場合は中止する理由等を記した履修中止願([別紙様式1](#))を所定の期日までに提出しなければならない。また、必修科目については履修中止を願出することは出来ない。

5 次に掲げる科目は、履修登録することができない。ただし、教授会の意見を参酌し学長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 既修得済みの授業科目
- (2) 上級学年に配当されている授業科目
- (3) 同一時間内に開講されている2以上の授業科目の重複履修
- (4) 受講人数あるいは受講資格を制限された科目及び履修登録を必要としない授業科目

(出席等)

第4条 授業及び試験に出席するときは、学生証を携行しなければならない。

2 授業を欠席する若しくは欠席した場合は、欠席届に必要な事項を記入し、事務局担当課の確認後に科目担当教員に提出しなければならない。

3 欠席の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 短期間の欠席
 - ① 病気、ケガ、事故・忌引・公共交通機関の遅延等の欠席
 - ② 課外活動で大学を代表して参加するための欠席(団体旅行届等を要する)
 - ③ 会社訪問、会社説明会、就職試験、合同会社説明会等
- (2) 長期間の欠席

病気・ケガ等により欠席が長期(1週間以上)になる場合は、欠席届に医師の診断書を必要とする。

(成績評価、評価区分)

第5条 学生の成績は、シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価されるものとする。

2 履修科目の評価区分は、次のとおりとする。

学部			基準	合否
評価	点数	GP		
秀	100～90点	4	到達目標を十分に達成し、内容が特に優れている。	合格
優	89～80点	3	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。	
良	79～70点	2	到達目標を概ね達成している。	
可	69～60点	1	到達目標を最低限度達成している。	
不可	59～0点	0	到達目標を達成していない。	不合格
欠席	—	0	評価不能(成績表に記録される)	

3 履修登録を必要としない授業科目の単位の認定を希望する者は、指定された期日までに単位取得の申請を行わなければならない。

- 4 [本条第2項](#)に基づき決定された成績により、成績の数値平均Grade Point Average(以下「GPA」という。)を算出するものとする。なお、GPA算出については別に定める。

(進級及び卒業)

第6条 進級は、次のとおりとする。

- (1) 第1学年から第3学年までの各学年において通算で1年以上在学し、合計で3年以上在学した者は第4学年に進級する。
- (2) 進級に必要な単位数(進級要件)を取得した者は次の学年に進級する。
- (3) 各学年の進級は、春学期に行う。ただし、教授会の意見を参酌し学長が認めた場合は、秋学期に進級を認めることがある。
- (4) 1学年から4学年までの各学年における進級要件及び卒業要件は、次のとおりとする。
 - ①第1学年から第2学年への進級は、第1学年修了時に24単位以上の修得を要する。
 - ②第2学年から第3学年への進級は、修得単位による制限を設けない。
 - ③第3学年から第4学年への進級は、第3学年修了時に100単位以上の修得を要する。
 - ④卒業要件としての単位数は、第4学年修了時に125単位以上の修得を要する。

(卒業研究及び卒業)

第7条 卒業研究は、次のとおりとする。

- (1) 第4学年に在学しかつ卒業に必要な単位数を概ね取得している者は、卒業研究の題目を定め、所定の時期に指導教員の許可を得て学科長に申し出なければならない。
 - (2) 卒業研究A及び卒業研究Bの履修については、学科長等との協議を経て指導教員が認定する。卒業研究Bについては、卒業研究発表を経なければ単位を取得することが出来ない。
- 2 卒業は、学則の定めるところにより学長が認定した者に学位を授与する。

(卒業見込)

第8条 学長は、卒業研究に着手しかつ卒業に必要な単位数のうち春学期開始時に100単位以上取得した者に、当該年度末での卒業見込みを証することができる。

- 2 秋学期においては、春学期に受講すべき必修科目を全て修得し、かつ、卒業に必要な単位数のうち105単位以上を取得した者に、当該年度末での卒業見込みを証することができる。また、第4学年に留め置きとなった者も同様とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の意見を参酌して、学長が行う。

(庶務)

第10条 この規程に関する庶務は、学生支援課教務係において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、本規程施行日前から千歳科学技術大学の学部¹に在籍する学生にも適用する。ただし、本規程施行日前から千歳科学技術大学の学部²に在籍する学生については、[第6条](#)の適用を除外し、当該事項に関する規定は従前の例によるものとする。

附 則(令和6年4月1日千大規第48号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日千大規第48号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。